

第 143 回福岡北九州高速道路債券発行要項

1. 発行者の名称 福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）
2. 債券の総額 金 100 億円
3. 振替債 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、第 22 項に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
4. 各債券の金額 1,000 万円
5. 利率 年 0.540 パーセント
6. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 48 年 3 月 21 日にその総額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、法令又は第 22 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 28 年 9 月 22 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 22 日及び 9 月 22 日の 2 回に、各その日までの前半か半分を支払う。
 - (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び第 22 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
11. 保証 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法の定めるところにより、平成 27 年 7 月 14 日付の福岡県及び平成 27 年 3 月 16 日付の福岡市（以下福岡県及び福岡市を「設立団体」という。）の議会議決に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、保証の分担割合については、福岡高速道路にかかる発行額に対して、福岡県及び福岡市が各 2 分の 1 とする。その額は、次のとおりとする。

福岡高速道路	福岡県	5,000 百万円
	福岡市	5,000 百万円
12. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほ銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 募集の受託会社は、法令、本要項並びに公社及び募集の受託会社との間の平成 28 年 3 月 4 日付第 143 回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。
 - (4) 募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。
 - (5) 株式会社福岡銀行は、本債券に関し、第 22 項に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。
13. 公告の方法
 - (1) 公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に係る事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。
14. 債券原簿の公示 公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
15. 本要項の変更
 - (1) 公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。
16. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。
 - (2) 債権者集会は、福岡県において行う。
 - (3) 債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。
 - (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。
 - (5) 債権者集会においては、債権者は、各債券の金額 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。
 - (6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又

は本要項の定めに違反するとき

②決議が不当の方法によって成立したとき

③決議が著しく不公正なとき

④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき

- (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたいが、書面をもって議決権を行使することができる。
- (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。
- (10) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。
- (11) 本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。
17. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務
- (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
18. 申込期日 平成28年3月4日
19. 募集方法 一般募集
20. 払込期日 平成28年3月22日
21. 引受会社
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(代表)
- SMB C日興証券株式会社(代表)
- みずほ証券株式会社(代表)
22. 振替機関 株式会社証券保管振替機構

以 上